

令和元年度10月～二戸市特定教育・保育等利用者負担額表(1号認定)

幼稚園、認定こども園に通う1号認定を受けられる児童の利用者負担額(保育料)月額下表のとおりです。

(単位:円)

児童の属する世帯の階層区分		月額
階層区分	条件	1号(3歳～5歳)
A	生活保護法による被保護世帯	0
B1	市民税非課税世帯	0
特B	市民税非課税世帯(母子世帯等)	0
B2	市民税所得割非課税世帯	0
C	所得割48,600円未満	0
D1	所得割48,600円以上77,101円未満	0
特C	所得割77,101円未満(母子世帯等)	0
D2	所得割77,101円以上211,201円未満	0
D3	所得割211,201円以上	0

令和元年度10月～二戸市特定教育・保育等利用者負担額表(2号認定、3号認定)

保育所、認定こども園、小規模保育施設に通う2号認定、3号認定を受けられる児童の利用者負担額(保育料)月額は下表のとおりです。

(単位:円)

児童の属する世帯の階層区分		月額					
階層区分	条件	3号		2号			
		0歳～2歳		3歳		4～5歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
特B	市民税非課税世帯(母子世帯等)	0	0	0	0	0	0
C1	市民税所得割非課税世帯	8,900	8,800	0	0	0	0
C2	市民税所得割5,000円未満	11,200	11,000	0	0	0	0
C3	市民税所得割5,000円以上	12,000	11,800	0	0	0	0
特C	市民税所得割77,101円未満(母子世帯等)	2,300	2,300	0	0	0	0
D1	所得割48,600円以上60,700円未満	15,000	14,800	0	0	0	0
D2	所得割60,700円以上72,800円未満	16,900	16,600	0	0	0	0
D3	所得割72,800円以上84,900円未満	18,900	18,600	0	0	0	0
D4	所得割84,900円以上97,000円未満	21,000	20,700	0	0	0	0
D5	所得割97,000円以上115,000円未満	25,000	24,600	0	0	0	0
D6	所得割115,000円以上133,000円未満	29,000	28,600	0	0	0	0
D7	所得割133,000円以上151,000円未満	33,500	33,000	0	0	0	0
D8	所得割151,000円以上169,000円未満	35,500	35,000	0	0	0	0
D9	所得割169,000円以上213,000円未満	41,000	40,300	0	0	0	0
D10	所得割213,000円以上257,000円未満	44,000	43,300	0	0	0	0
D11	所得割257,000円以上301,000円未満	46,000	45,300	0	0	0	0
D12	所得割301,000円以上	55,000	54,100	0	0	0	0

備考

- (1) 上記所得階層区分は、4月から8月分までは、前年度の市民税によることとなります。9月分からは翌年3月分までは本年度の市民税による区分となります。
- (2) 税額に変更があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、利用者負担額が変更になる場合があります。
- (3) 利用者負担額は、同一世帯における児童の人数、年齢、施設の利用状況によって軽減措置があります。
 - ・ 2人以上同時入所している場合、入所中の年長の子どもから順に2人目の利用者負担額は1/2
 - ・ 世帯に3人以上の子ども(18歳に達する日の以後最初の3月31日までの間にある子ども)がいる場合、年長の子どもから順に3人目以降の利用者負担額は0円
 - ・ 世帯の所得割が57,700円未満(C1階層、C2階層、C3階層、D1階層の一部)の場合、年長の子どもから順に2人目の利用者負担額は1/2、3人目以降は0円
 - ・ 特C階層の場合、年長の子どもから順に2人目以降の利用者負担額は0円
- (4) 利用する施設によって、利用者負担額以外に教材費や給食費などの実費徴収を求めることがあります。